

第9期第2回練馬区情報公開および個人情報保護運営審議会次第

日時：平成29年1月24日（火）

午前10時から

場所：練馬区役所本庁舎5階庁議室

議 事

1 諮 問

(1) 【諮問第1号】

車両に関する業務に係る個人情報の外部提供について

（清掃リサイクル課）…………… 資料1

(2) 【諮問第2号】

生活保護に関する業務に係る電子計算組織の結合について

（練馬総合福祉事務所）…………… 資料2

2 報 告

(1) 外部提供および本人あて通知の省略に関する審議会事前一括承認基

準の適用について

（税務課）…………… 資料3

車両に関する業務に係る個人情報の外部提供について

(練馬区個人情報保護条例第 16 条関係)

1 目的	<p>現在、区では、ごみ収集のための清掃車両、道路維持管理のための土木車両および荷物運搬用の貨物車両等など 174 台の車両を所有し、効率的な運用を図っている。</p> <p>区では既に 93 台にドライブレコーダーを設置している。</p> <p>ドライブレコーダーは映像が記録されるため、運転する職員の交通安全に対する意識が高まるほか、事故の際には、事故に至った経緯を詳細に分析することが可能となり、責任の所在を明らかにすることができる。</p> <p>今後も設置車両が増えることや、事故の際には警察署や保険会社へ映像データを提供する可能性もあるため、外部提供および本人あて通知の省略について審議会に諮る。</p>
2 提供先	警察署、保険会社
3 提供する個人情報	<p>事故の当事者に関する映像</p> <p>通行人等に関する映像</p>
4 提供時期	平成 29 年 1 月以降
5 提供媒体	USB メモリー、SD カード、CD-R
6 添付資料	(1)ドライブレコーダーの設置状況
7 所管課名	<p>環境部清掃リサイクル課、総務部経理用地課、</p> <p>危機管理室危機管理課、高齢施策担当部高齢社会対策課、</p> <p>こども家庭部青少年課</p>

ドライブレコーダーの設置状況

(単位:台)

	所管課名	車両台数	うち設置台数
1	危機管理課	12	6
2	区民防災課	2	
3	経理用地課	33	30
4	施設管理課	3	
5	戸籍住民課	1	
6	経済課	1	
7	地域振興課	1	
8	文化・生涯学習課	2	
9	スポーツ振興課	3	
10	光が丘総合福祉事務所	1	
11	大泉総合福祉事務所	1	
12	高齢社会対策課	2	1
13	生活衛生課	4	
14	環境課	7	
15	練馬清掃事務所	14	14
16	石神井清掃事務所	16	16
17	谷原清掃事業所	25	25
18	土木部管理課	31	
19	教育総務課	10	
20	施設給食課	2	
21	学校教育支援センター	1	
22	子育て支援課	1	
23	青少年課	1	1
	合計	174	93

※ 車両台数および設置台数は、平成28年10月31日現在

外部提供記録票

業務登録番号	0	9	0	3	—	1	2
所管課名	環境部 清掃事務所						
業務の名称	車両に関する業務						
外部提供先の住所および名称	警察署、保険会社						
外部提供先の利用目的	事故の際にドライブレコーダーの映像データを提供し、事故に至った経緯を詳細に分析するため						
外部提供の期日	平成29年1月24日以降						
外部提供する管理個人情報の記録の種別	<input checked="" type="checkbox"/> 戸籍等事項(氏名、住所、生年月日、本籍、続柄、親族関係、婚歴など) <input type="checkbox"/> 社会的地位(職業、勤務先、役職、地位、職歴、学歴、資格など) <input type="checkbox"/> 経済活動(収入、財産、納税額、負債状況、公的扶助など) <input type="checkbox"/> 心身健康(健康状態、病歴、障害など) <input type="checkbox"/> 生活状況(家庭状況、居住状況、趣味・嗜好など) <input type="checkbox"/> 知識能力(各種試験成績、勤務成績、学業成績など) <input type="checkbox"/> 思想信条(支持政党、宗教、主義・主張など) <input checked="" type="checkbox"/> その他(車両ナンバー)						
外部提供の根拠	<input type="checkbox"/> 本人の同意 <input type="checkbox"/> 法令等に定めがある(根拠法令等) <input type="checkbox"/> 出版、報道等により公にされている <input type="checkbox"/> 緊急かつやむをえないと認められる <input type="checkbox"/> 専ら統計作成のため、本人の権利利益を不当に侵害するおそれがない <input checked="" type="checkbox"/> 審議会事項(平成29年1月24日 諮問第1号) <input type="checkbox"/> 審議会事前一括承認基準(別表 ー)						
外部提供の条件	<input checked="" type="checkbox"/> 申請目的以外の使用禁止 <input checked="" type="checkbox"/> 保管方法および保護措置に関する事項 <input type="checkbox"/> その他()						
外部提供の形態	<input type="checkbox"/> 閲覧・転記 <input type="checkbox"/> 文書 <input type="checkbox"/> 図画 <input type="checkbox"/> フィルム <input checked="" type="checkbox"/> 磁気ディスク等 <input type="checkbox"/> 電算結合 <input type="checkbox"/> その他()						
個人情報保護管理責任者	清掃事務所長						

第4号様式(第9条関係)

外部提供記録票

業務登録番号	0	3	0	6	—	0	3
所管課名	総務部 経理用地課						
業務の名称	車両に関する業務						
外部提供先の住所および名称	警察署、保険会社						
外部提供先の利用目的	事故の際にドライブレコーダーの映像データを提供し、事故に至った経緯を詳細に分析するため						
外部提供の期日	平成29年1月24日以降						
外部提供する管理個人情報の記録の種別	<input checked="" type="checkbox"/> 戸籍等事項(氏名、住所、生年月日、本籍、続柄、親族関係、婚歴など) <input type="checkbox"/> 社会的地位(職業、勤務先、役職、地位、職歴、学歴、資格など) <input type="checkbox"/> 経済活動 (収入、財産、納税額、負債状況、公的扶助など) <input type="checkbox"/> 心身健康 (健康状態、病歴、障害など) <input type="checkbox"/> 生活状況 (家庭状況、居住状況、趣味・嗜好など) <input type="checkbox"/> 知識能力 (各種試験成績、勤務成績、学業成績など) <input type="checkbox"/> 思想信条 (支持政党、宗教、主義・主張など) <input checked="" type="checkbox"/> その他 (車両ナンバー)						
外部提供の根拠	<input type="checkbox"/> 本人の同意 <input type="checkbox"/> 法令等に定めがある(根拠法令等) <input type="checkbox"/> 出版、報道等により公にされている <input type="checkbox"/> 緊急かつやむをえないと認められる <input type="checkbox"/> 専ら統計作成のため、本人の権利利益を不当に侵害するおそれがない <input checked="" type="checkbox"/> 審議会事項(平成29年1月24日 諮問第1号) <input type="checkbox"/> 審議会事前一括承認基準(別表 一)						
外部提供の条件	<input checked="" type="checkbox"/> 申請目的以外の使用禁止 <input checked="" type="checkbox"/> 保管方法および保護措置に関する事項 <input type="checkbox"/> その他()						
外部提供の形態	<input type="checkbox"/> 閲覧・転記 <input type="checkbox"/> 文書 <input type="checkbox"/> 図画 <input type="checkbox"/> フィルム <input checked="" type="checkbox"/> 磁気ディスク等 <input type="checkbox"/> 電算結合 <input type="checkbox"/> その他()						
個人情報保護管理責任者	経理用地課長						

生活保護に関する業務に係る電子計算組織の結合について

(練馬区個人情報保護条例第 17 条関係)

1 事業内容	<p>生活保護法に基づく介護給付費および公費負担医療等に関する費用の請求、ならびに公費負担医療に関する費用の審査および支払いについて、東京都国民健康保険団体連合会（以下、「国保連」という。）へ業務を委託している。</p> <p>国保連と総合福祉事務所間において、上記委託業務に関する情報のやり取りについては、現在、紙媒体を郵送により行っている。</p> <p>国保連の提案により、平成 29 年 4 月から、「情報セキュリティの確保・向上」、「ペーパーレス化の推進」および「業務の効率化」を図るため、国保連と都内 76 福祉事務所を専用回線で結び、紙媒体でやり取りしている情報について、データでの送受信を行う予定である。</p> <p>練馬総合福祉事務所においては、介護保険課が同様のネットワーク回線を使用しているため、新規の回線開設は行わず、敷設された回線を使用する。</p> <p>練馬総合福祉事務所以外の石神井・大泉・光が丘総合福祉事務所については、新規に専用回線の開設を行う予定である。</p> <p>上記の国保連との電子計算組織の結合について審議会に諮る。</p>
2 現行処理および提供方法	紙媒体を郵送により提供している。
3 結合先	千代田区飯田橋 3-5-1 東京都国民健康保険団体連合会
4 実施予定年月	平成 29 年 4 月
5 所管課名	福祉部 総合福祉事務所

<p>6 送受信する項目</p>	<p>【送受信する項目】</p> <p>「被保護者異動連絡票および訂正連絡票」</p> <p>福祉事務所名、公費負担者番号、証記載保険者番号、被保険者番号、異動および訂正年月日、異動および訂正区分、異動事由、被保護者氏名、生年月日、性別、資格取得年月日、資格喪失年月日、要介護認定情報（みなし区分、要介護状態区分、有効期間開始年月日、有効期間終了年月日）、公費負担上限額減額、居宅サービス計画届出（計画作成区分、居宅介護支援事業所番号、適用開始年月日、適用終了年月日）、支給限度基準額（支給限度基準額、上限管理適用開始年月日、上限管理適用終了年月日）、申請情報（申請種別、変更申請中区分、申請年月日）、小規模居宅サービス利用</p> <p>【区が受信する項目】</p> <p>「公費受給者別一覧表および請求額通知書」</p> <p>公費負担者番号、公費負担者名、受給者番号、サービス提供年月、事業者番号、事業者名、サービス種類名、サービス項目名、日数、回数、公費対象単位数、公費負担金額、公費分本人負担額、保険者番号、被保険者番号</p> <p>「過誤および再請求決定通知書」</p> <p>公費負担者番号、公費負担者名、事業者番号、事業者名、受給者番号、受給者氏名、保険者番号、保険者名、サービス提供年月、サービス種類名、過誤および再審査申立事由、再審査結果コード、単位数、公費負担金額、被保険者番号</p>
<p>7 個人情報の保護</p>	<p>【区が講じる保護措置】</p> <p>(1) ID、パスワードによる管理</p> <p>(2) 外部媒体接続制御</p> <p>(3) ウイルス対策ソフト利用</p>

	<p>【結合先が講じる保護措置】</p> <p>(1) 専用回線による送受信</p> <p>(2) 伝送データの暗号化</p> <p>(3) FW（ファイアーウォール）設置</p>
8 添付資料	<p>(1) 国保連への委託業務について</p> <p>(2) 国保連 情報セキュリティポリシー</p> <p>(3) ネットワーク概要図</p>

電 算 結 合 記 録 票

業務登録番号	0	6	0	8	—	0	6
所管課名	福祉部 総合福祉事務所						
業務の名称	生活保護に関する業務						
電算結合の目的	生活保護法に基づく介護給付費および公費負担医療等に関する費用の請求、ならびに公費負担医療に関する費用の審査および支払い業務のため。						
結合年月日	平成29年4月1日(審議会 平成29年1月24日 諮問第2号)						
結合変更年月日	年 月 日(審議会 年 月 日 諮問第 号)						
電算結合の相手方の住所および名称	東京都国民健康保険団体協議会 千代田区飯田橋3-5-1						
個人情報の記録項目	<p>〔提供する管理個人情報〕 「被保護者異動連絡票および訂正連絡票」 福祉事務所名、公費負担者番号、証記載保険者番号、被保険者番号、異動および訂正年月日、異動および訂正区分、異動事由、被保護者氏名、生年月日、性別、資格取得年月日、資格喪失年月日、要介護認定情報(みなし区分、要介護状態区分、有効期間開始年月日、有効期間終了年月日)、公費負担上限額減額、居宅サービス計画届出(計画作成区分、居宅介護支援事業所番号、適用開始年月日、適用終了年月日)、支給限度基準額(支給限度基準額、上限管理適用開始年月日、上限管理適用終了年月日)、申請情報(申請種別、変更申請中区分、申請年月日)、規模居宅サービス利用</p> <p>〔提供を受ける個人情報〕 「公費受給者別一覧表および請求額通知書」 公費負担者番号、公費負担者名、受給者番号、サービス提供年月、事業者番号、事業者名、サービス種類名、サービス項目名、日数、回数、公費対象単位数、公費負担金額、公費分本人負担額、保険者番号、被保険者番号</p> <p>「過誤および再請求決定通知書」 公費負担者番号、公費負担者名、事業者番号、事業者名、受給者番号、受給者氏名、保険者番号、保険者名、サービス提供年月、サービス種類名、過誤および再審査申立事由、再審査結果コード、単位数、公費負担金額、被保険者番号</p>						
個人情報保護管理責任者	総合福祉事務所長						

東京都国民健康保険団体連合会への委託業務について

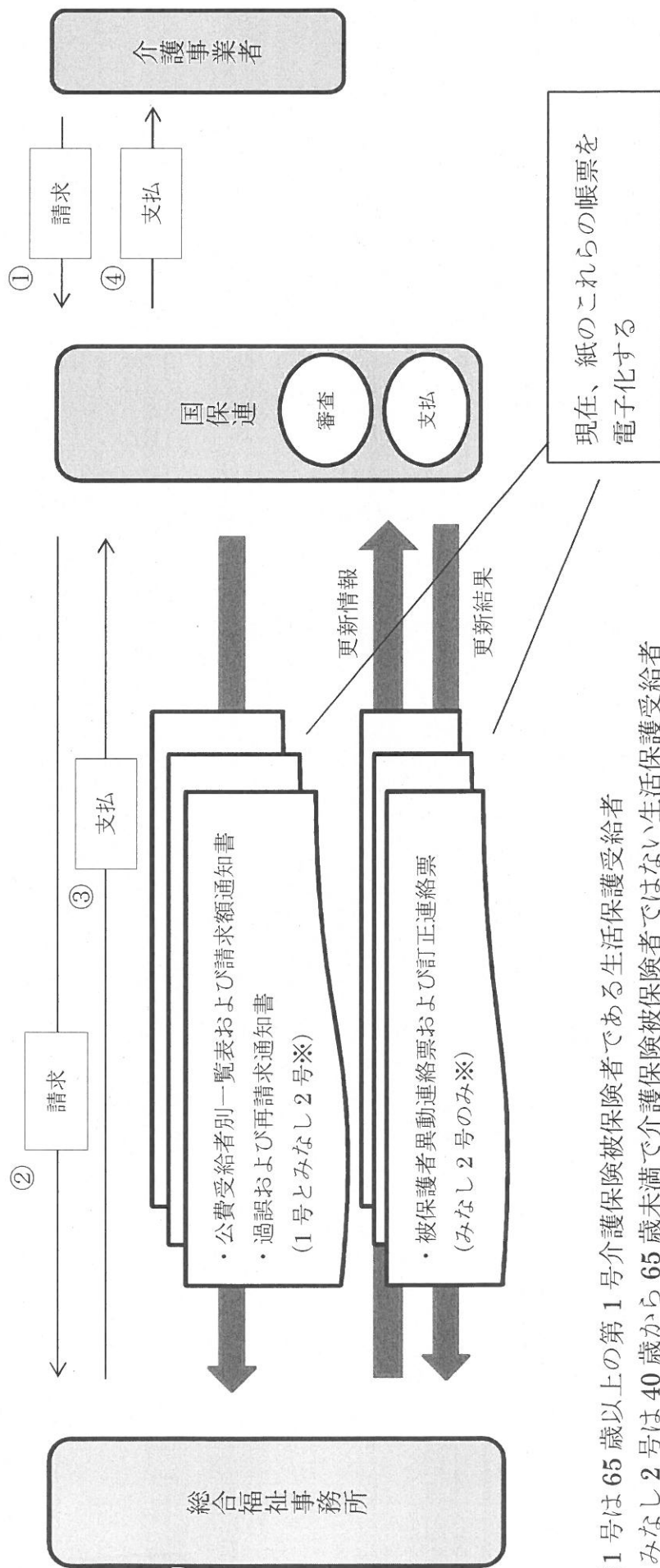
1 根拠法令

介護保険法第41条第6項ほか、介護保険法第176条第1項
生活保護法第54条の2第5項において準用する同法第53条、第70条、第71条

2 委託業務概要

介護事業者の請求する介護報酬の審査と支払について、区が東京都国民健康保険団体連合会（以下「国保連」という。）に委託している。

3 介護給付費等の請求および支払と帳票類の流れ



◆**声明**

東京都国民健康保険団体連合会(以下「**本会**」という。)は、事業運営上取り扱う情報資産をあらゆる脅威から保護することが極めて重要な社会的責務と自覚しています。その社会的責務を果たすため、本会は情報セキュリティに関する方針を定め、国際水準の安全性を確保するため、ISO/IEC 27001 規格に準拠した情報セキュリティマネジメントシステムを確立し、役員・職員等一丸となって、個人情報の保護、セキュリティレベルの向上に取り組んでおります。

本会は、本方針に基づき、情報セキュリティ確保のための諸規定を定め、全ての役員・職員等に周知徹底することにより、今後も情報に対する適切な管理に努めてまいります。

◆**適用範囲**

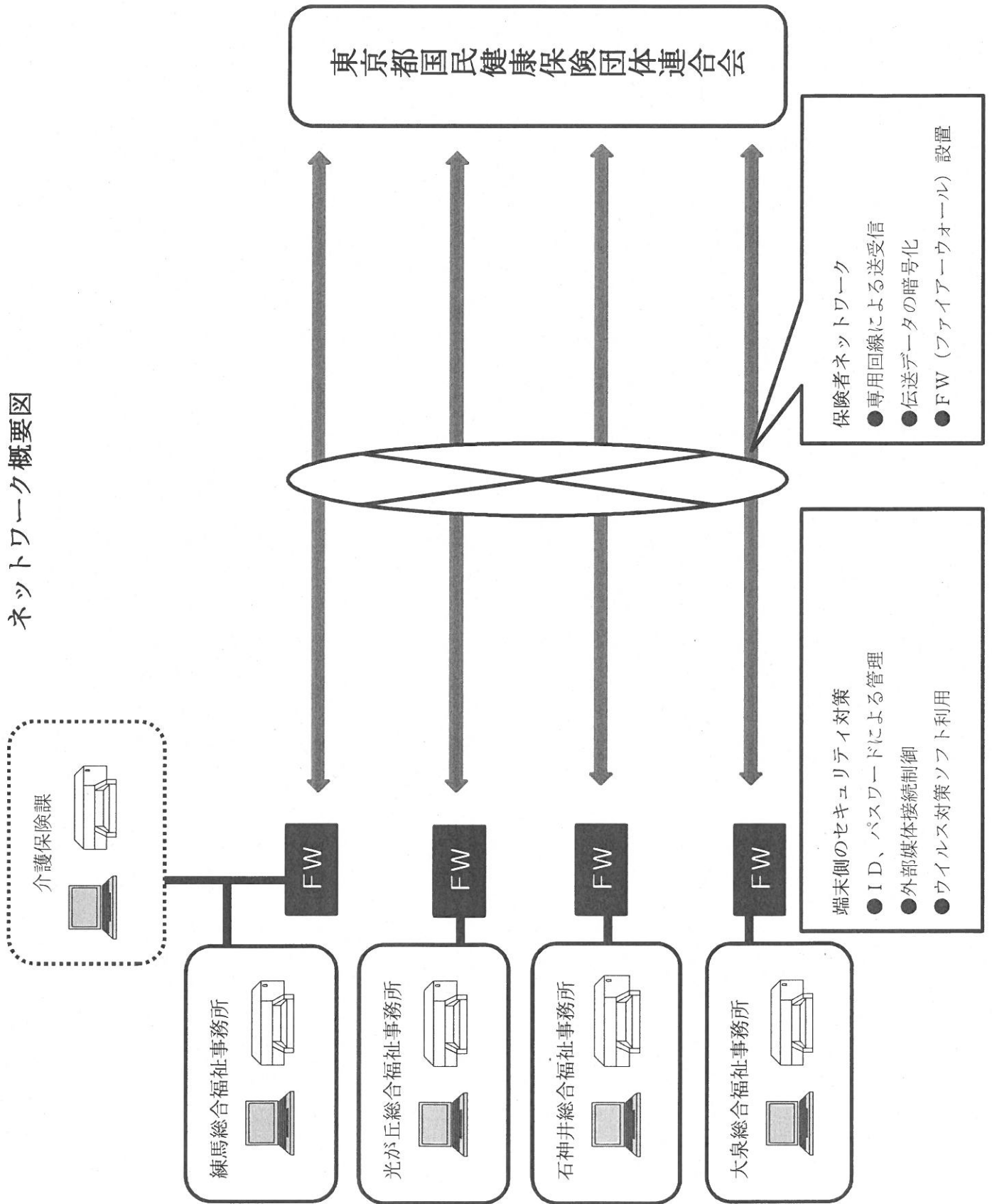
本方針の適用範囲は、本会の事業運営に使用するハードウェア、ソフトウェア、ネットワーク等で構成される情報システム、情報、及びこれらの情報に接する本会に所属する全ての役員・職員等とします。

◆**基本方針**

- 1 本会は、事業運営上取り扱う全ての情報資産に対して管理責任を明確にし、その重要度に応じた管理を行います。
- 2 本会は、情報がその目的に沿って適切に使用されるよう、業務上必要と認められる正当な情報の利用のみを許可します。
- 3 本会は、情報の利用及び保管に関して、その内容が正確及び完全であるように努めます。
- 4 本会は、利用権限に応じて、情報が必要な時に利用できるように努めます。
- 5 本会の全ての役員・職員等は、本方針の実施に責任を負うとともに、関連法令、契約上の義務、本方針及び諸規定類を尊重し、遵守します。
- 6 本会は、役員・職員等に対して、教育及び訓練を通じ、情報セキュリティの重要性を認識させ、情報資産の適切な使用を行うように周知徹底を図ります。また、本方針に違反した際には、厳正な処罰をもって対処いたします。
- 7 本会は、関係機関及び社会の要請、並びに法令等の変更に対応するために、本方針及び諸規定類を定期的に見直し、必要に応じて改善を行います。

平成 26 年 4 月 1 日改訂

ネットワーク概要図



東京都国民健康保険団体連合会

- 保険者ネットワーク
- 専用回線による送受信
 - 伝送データの暗号化
 - FW (ファイアウォール) 設置

- 端末側のセキュリティ対策
- ID、パスワードによる管理
 - 外部媒体接続制御
 - ウイルス対策ソフト利用

外部提供および本人あて通知の省略に関する
審議会事前一括承認基準の適用について

1 適用日

平成 28 年 11 月 1 日

2 適用理由

平成28年7月11日付けで総務省自治税務局自動車税制企画室から、三菱自動車工業株式会社の燃費試験不正行為に係る軽自動車税の納税不足額の取扱いについて通知があった。

この通知に関し、三菱自動車工業株式会社への外部提供については、外部提供に関する審議会事前一括承認基準の類型12を適用した。

また、本人あて通知の省略についても、本人あて通知の省略に関する審議会事前一括承認基準の類型4を適用した。

3 外部提供した管理個人情報

三菱自動車工業株式会社の燃費不正により、軽自動車税の納税不足額が生じた車両（299台）の車両番号

4 提供先

三菱自動車工業株式会社

5 提供媒体

文書（軽自動車税納付書）

6 添付資料

(1)平成 28 年 7 月 11 日付け 総務省自治税務局自動車税制企画室通知

「三菱自動車工業株式会社の燃費試験不正行為に係る軽自動車税の納税不足額の取扱いについて」

(2)三菱自動車工業株式会社から対象者に送付したダイレクトメールの抜粋

(3)日産自動車株式会社から対象者に送付したダイレクトメールの抜粋

7 所管課

区民部 税務課

8 事例への追加

外部提供に関する審議会事前一括承認基準の類型 12 の事例に「リコール等の場合」を追加する。

また、本人あて通知の省略に関する審議会事前一括承認基準の類型 4 の事例に「外部提供の類型 12」を追加する。

別表 5 外部提供に関する審議会事前一括承認基準

	類 型	事 例
12	区民の生命、身体または財産の安全を守るために、あらかじめ関係機関に対し情報を提供する場で、本人の権利利益を不当に侵害するおそれがないとき	○監察に関する業務（違反建築物の是正指導対策等） ○ <u>リコール等の場合</u>

別表 6 本人あて通知の省略に関する審議会事前一括承認基準の類型

	本人あて通知の省略基準の類型	事前一括承認基準の類型
4	通知を要する対象者が大量であり、かつ本人の権利利益を侵害するおそれがなく、本人が通知を受けても選択する余地がない場合	○本人以外のものからの収集の類型 4 ○本人以外のものからの収集の類型 6 ○目的外利用の類型 1 ○目的外利用の類型 2 ○目的外利用の類型 3 ○外部提供の類型 5 ○外部提供の類型 6 ○外部提供の類型 7 ○外部提供の類型 8 ○外部提供の類型 11 ○ <u>外部提供の類型 12</u>

外部提供記録票

業務登録番号	0	4	0	3	—	0	2	03
所管課名	区民部 税務課							
業務の名称	軽自動車税に関する業務							
外部提供先の住所および名称	三菱自動車工業株式会社							
外部提供先の利用目的	三菱自動車工業株式会社の燃費試験不正行為に係る軽自動車税の納税不足額を納税義務者に代わり同社が納付するため。							
外部提供の期日	平成 28 年 11 月 1 日以降継続							
外部提供する管理個人情報の記録の種別	<input type="checkbox"/> 戸籍等事項(氏名、住所、生年月日、本籍、続柄、親族関係、婚歴など) <input type="checkbox"/> 社会的地位(職業、勤務先、役職、地位、職歴、学歴、資格など) <input checked="" type="checkbox"/> 経済活動 (収入、財産、納税額、負債状況、公的扶助など) <input type="checkbox"/> 心身健康 (健康状態、病歴、障害など) <input type="checkbox"/> 生活状況 (家庭状況、居住状況、趣味・嗜好など) <input type="checkbox"/> 知識能力 (各種試験成績、勤務成績、学業成績など) <input type="checkbox"/> 思想信条 (支持政党、宗教、主義・主張など) <input checked="" type="checkbox"/> その他 (車両番号)							
外部提供の根拠	<input type="checkbox"/> 本人の同意 <input type="checkbox"/> 法令等に定めがある(根拠法令等) <input type="checkbox"/> 出版、報道等により公にされている <input type="checkbox"/> 緊急かつやむをえないと認められる <input type="checkbox"/> 専ら統計作成のため、本人の権利利益を不当に侵害するおそれがない <input type="checkbox"/> 審議会事項(年 月 日 諮問第 号) <input checked="" type="checkbox"/> 審議会事前一括承認基準(別表5-12)							
外部提供の条件	<input checked="" type="checkbox"/> 申請目的以外の使用禁止 <input type="checkbox"/> 保管方法および保護措置に関する事項 <input type="checkbox"/> その他()							
外部提供の形態	<input type="checkbox"/> 閲覧・転記 <input checked="" type="checkbox"/> 文書 <input type="checkbox"/> 図画 <input type="checkbox"/> フィルム <input type="checkbox"/> 磁気ディスク等 <input type="checkbox"/> 電算結合 <input type="checkbox"/> その他()							
個人情報保護管理責任者	税務課長							

事務連絡
平成28年7月11日

各都道府県市区町村担当課 御中

総務省自治税務局自動車税制企画室

三菱自動車工業株式会社の燃費試験不正行為に係る
軽自動車税の納税不足額の取扱いについて

三菱自動車工業株式会社（以下「三菱自動車」という。）による軽自動車4車種の燃費試験不正行為に関して、三菱自動車が国土交通省に修正した燃費値を届け出たことに伴い、平成28年度分の軽自動車税のグリーン化特例（軽課）区分に異動が生じるものについては、同税に納税不足額が生じることになります。当該納税不足額については、三菱自動車が納付する旨を表明していることを踏まえ、市区町村の徴収に係る事務手続き等を取りまとめましたので、下記のとおりお知らせします。

貴課におかれましては、貴都道府県内市区町村に対してこの旨周知されるとともに、適切な助言をよろしくお願いします。

記

1 今回の不正行為により届出燃費値が修正される車種（以下「不正対象車種」という。）

- ・三菱自動車販売車種
 - eKワゴン（型式 DBA-B11W）
 - eKスペース（型式 DBA-B11A）
- ・日産自動車販売車種（三菱自動車によるOEM生産車）
 - デイズ（型式 DBA-B21W）
 - デイズルークス（型式 DBA-B21A）

2 グリーン化特例（軽課）区分の異動による納税不足額の発生と車検証上の記載に関する取扱い

不正対象車種のうち、平成27年4月1日から平成28年3月31日までの間に初回車両番号指定を受け、グリーン化特例（軽課）区分に異動が生じるものについては、平成28年度分の軽自動車税に納税不足額が生じます。これを受け、各市区町村においては、税額の変更賦課決定を行い、地方税法（昭和25年法律第226号）第13条第1項の規定に基づき納税通知書による納付の告知をする必要があります（不正対象車種に係る型式及び類別区分番号ごとのグリーン化特例（軽課）区分の異動については、別紙1を参照してください。）。

なお、この場合、不正対象車種に係る車検証上の燃費基準値達成度等の記載の書換えが行われていないとしても、軽自動車検査協会において検査情報のデータが正しく書き換えられたことをもって、正しい燃費基準値達成度が車検証に記載されたものとして取り扱って差し支えありません。

3 変更賦課決定等に係る事務手続き及び留意事項について

(1) 具体的な事務手続き

- ① 市区町村は、それぞれが保有している課税情報を元に、正しい燃費値に基づく不正対象車種に係る本来の税額を算出し、変更賦課決定を行います。

なお、事務の参考として、軽自動車検査協会が管理している検査情報のデータを基として、納税不足額が生じる個車ごとの情報（電子データ）を各市区町村へ9月中旬を目途に送付します。

- ② 市区町村は、①の変更賦課決定に基づき納税通知書を作成し、各納税義務者に対して送付します。この際、納税不足額は三菱自動車が納付することから、納税義務者が納付する必要はない旨の通知文も同封します。

※通知文のサンプルは、9月を目途に別途送付する予定です。

- ③ 市区町村は、②で送達された納税通知書に記載された税額により、納付書を作成します。
- ④ 市区町村は、③で作成した納付書を三菱自動車あてに送付し、三菱自動車は当該納付書により、納税不足額を納付します。納付終了後には三菱自動車から納付が終了した旨各納税義務者あてお知らせをする予定です。

(2) 留意事項

ア 三菱自動車が納付する対象について

- ・今回の事案による納付の対象は、平成28年度分の軽自動車税（グリーン化特例（軽課）対象分）の納税不足額です。平成29年度分（グリーン化特例（軽課）対象分）については、納税義務者が修正後の燃費値に基づく税額を納付することとなりますので、三菱自動車が納付する対象とはなりません。

イ 上記②について

- ・変更賦課決定を行う場合には、各納税義務者に対して納付の告知を行う必要がありますが、今回の事案の場合、納税不足額を三菱自動車が納付することから、納税義務者が納税不足額を納付する必要はありません。したがって、納税義務者が誤って納付することのないよう、適宜、納税通知書に「納付不要」と印字するなど、適切に対応いただきますようお願いいたします（別紙2参照）。

ウ 上記③について

- ・三菱自動車への納付書を作成する際には、納税義務者の住所、氏名等の個人情報は記載せず、宛名を「三菱自動車工業株式会社」とするなど、個人情報保護条例等に従って適切に対応いただきますようお願いいたします（別紙3参照）。
 - ・公示送達によるものを含め、送達された納税通知書に係る納税不足額については、全て三菱自動車が納付するため、送達が確認できた場合には、適時、三菱自動車に納付書を送付し、納税不足額の解消を進めていただきますようお願いいたします。また、その際は、三菱自動車とも連絡を密にし、手続きを行うようお願いいたします。
- ※具体的な手続き等を調整いただくため、市区町村との窓口となる三菱自動車の連絡先について8月中を目途に連絡する予定です。

【参考】

＜今後のスケジュール（予定）＞

[平成28年]

- | | |
|-------|--|
| 6月21日 | 三菱自動車不正対象車種に係る修正した燃費値を国土交通省へ届出 |
| 7月5日 | 不正対象車種のうち現行販売モデルについて、軽自動車検査協会が管理する燃費値に係る検査情報のデータを書換え |
| 7月中旬 | 三菱自動車・日産自動車から全ユーザーに対して、補償の内容や申請手続きを案内するダイレクトメール（DM）を送付開始 |
| 8月1日 | 不正対象車種のうち生産終了モデルについて、軽自動車検査協会が管理する燃費値に係る検査情報のデータを書換え |
| 8月中目途 | 市区町村との窓口となる三菱自動車の連絡先の情報を提供 |
| 9月中旬 | 納税不足額が生じる個車ごとの情報（電子データ）を各市区町村に送付 |
| 9月目途 | 各納税義務者へ送付する納税通知書に同封する通知文のサンプルを総務省から市区町村に送付 |
| 10月頃 | 変更賦課決定及び納付の告知に係る事務の開始 |

[平成29年]

- 3月31日 三菱自動車によるユーザーへの補償の手続き期限

＜添付書類＞

(別紙1) 不正対象車種に係る型式及び類別区分番号ごとのグリーン化特例（軽課）区分の異動について

(別紙2) 納税義務者に送付する納税通知書イメージ

(別紙3) 三菱自動車に送付する納付書イメージ

(参考資料) 三菱自動車及び日産自動車DM（「お支払いの内容のご案内」）等

(担当)

金谷・丸田

TEL : 03-5253-5663

不正対象車種に係る型式及び類別区分番号ごとのグリーン化特例(軽課)区分の異動について

eKワゴン、デイズ

		生産終了モデル					現行販売モデル				
型式 DBA-B11W(三菱 eKワゴン)											
類別区分番号	0001	0002	0006	0007	0010	1001	1501	1502	1504	1508	1510
		0003		0008		1002		1503	1507	1509	1512
		0004		0009		1003		1505		1511	
		0005				1004		1506			
型式 DBA-B21W(日産 デイズ)											
類別区分番号	0001	0002	0007	0008	0012	1001	1501	1502	1506	1507	1511
	0005	0003		0009		1002		1503		1508	
		0004		0010		1003		1504		1509	
		0006		0011		1004		1505		1510	
元の届出燃費値	25.8	29.2	23.4	26.0	22.6	30.0	26.0	30.4	26.2	26.6	25.0
修正後の届出燃費値	23.2	26.8	21.4	22.6	21.0	26.2	23.6	25.8	23.6	22.2	21.8
元の届出燃費値における燃費基準値達成度											
平成32年度燃費基準値達成度	達成	+10%	未達成	達成	未達成	+20%	達成	+20%	+10%	+10%	達成
グリーン化特例(軽課)区分	▲25%	▲25%	減税なし	▲25%	減税なし	▲50%	▲25%	▲50%	▲25%	▲25%	▲25%
修正後の届出燃費値における燃費基準値達成度											
平成32年度燃費基準値達成度	未達成	達成	未達成	未達成	未達成	達成	未達成	達成	未達成	未達成	未達成
グリーン化特例(軽課)区分	減税なし	▲25%	減税なし	減税なし	減税なし	▲25%	減税なし	▲25%	減税なし	減税なし	減税なし

eKスペース、デイズルークス

		生産終了モデル					現行販売モデル				
型式 DBA-B11A(三菱 eKスペース)											
類別区分番号	0001	0004	0005	0006	0008	0101	0104	0105	0106	0108	
	0002			0007		0102	0110		0107	0112	
	0003					0103			0111		
						0109					
型式 DBA-B21A(日産 デイズルークス)											
類別区分番号	0001	0006	0007	0008	0012	0101	0106	0107	0108	0112	
	0002			0009		0102			0109		
	0003			0010		0103			0110		
	0004			0011		0104			0111		
	0005					0105			0115		
						0113			0116		
					0114						
元の届出燃費値	26.0	22.2	25.4	24.6	20.8	26.2	24.0	25.6	24.6	22.6	
修正後の届出燃費値	22.0	20.6	21.2	20.4	18.2	22.0	22.0	21.8	20.6	20.2	
元の届出燃費値における燃費基準値達成度											
平成32年度燃費基準値達成度	達成	未達成	達成	達成	未達成	+10%	達成	達成	達成	未達成	
グリーン化特例(軽課)区分	▲25%	減税なし	▲25%	▲25%	減税なし	▲25%	▲25%	▲25%	▲25%	減税なし	
修正後の届出燃費値における燃費基準値達成度											
平成32年度燃費基準値達成度	未達成	未達成	未達成	未達成	未達成	未達成	未達成	未達成	未達成	未達成	
グリーン化特例(軽課)区分	減税なし	減税なし	減税なし	減税なし	減税なし	減税なし	減税なし	減税なし	減税なし	減税なし	

三菱自動車に送付する納付書イメージ

別紙3

<通常作成される納税通知書兼納付書>

<p>平成28年度 軽自動車税 納税通知書 兼 領収証書</p> <p>納税額 000 - 0000</p> <p>納税者 〇〇〇市〇〇町△△三丁目2番1号</p> <p>軽自動車 税 額</p>	<p>平成28年度 軽自動車税納付書(送付後返却)</p> <p>納税額 〇〇〇580 あXXXXX</p> <p>納税者 〇〇〇市長</p> <p>軽自動車 税 額</p>
--	---

<三菱自動車へ送付する納付書イメージ>

<p>平成28年度 軽自動車税 納付書(送付後返却)</p> <p>納税額 〇〇〇580 あXXXXX</p> <p>納税者 〇〇〇市長</p> <p>三菱自動車工業株式会社</p>	<p>平成28年度 軽自動車税 領収証書</p> <p>納税額 000 - 0000</p> <p>納税者 〇〇〇市長</p> <p>三菱自動車工業株式会社</p>
---	--

※削除

「納税通知書」文言の抹消、住所・氏名の書き換え、納税証明書片の削除 など

お支払い内容のご案内

今回の不正行為に関わる経済的損失に対する損害賠償として、正しい燃費値への修正に伴い、発生する燃料代の差額、並びにエコカー減税率等の変更により、将来のお客様負担となる税額の増加分によるお客様のご負担増をカバーするための金額をお支払いさせていただきます。

つきましては、お手数をおかけし誠に恐縮ですが、以下に記載の方法にてお手続きいただきますようお願い申し上げます。

1. 対象となるお客様

2013年5月から当社で生産・販売している『eKワゴン/eKカスタム』『eKスペース(カスタム類別含む)』を2016年4月21日までの間に使用されていたお客様(原則、自動車検査証に記載の使用者様)

2. お支払い内容

(1) 金額(1台あたり)

10万円をお支払い

(2016年4月21日現在、保有のお客様<以下①②③以外のお客様>)

① 残価設定型クレジットをご利用のお客様(2016年4月21日現在、保有のお客様)

契約年数に1万円を乗じた金額をお支払い

但し、現契約終了時に買取(現金一括、または再クレジット)される場合は、現契約終了後に「10万円」から「契約年数に1万円を乗じた額」を差し引いた額をお支払いさせていただきます。

② リースにてご利用のお客様(2016年4月21日迄にリース契約を締結されたお客様)

契約年数に1万円を乗じた金額をお支払い

但し、現契約満了時に車両買取権を行使される場合は、現契約満了後「10万円」から「契約年数に1万円を乗じた額」を差し引いた額をお支払いさせていただきます。

③ 過去(2016年4月20日以前)にご使用いただいていたお客様

使用年数に1万円を乗じた金額をお支払い

(2) お支払い方法

銀行振込、または通常現金払(ゆうちょ払出証書)のいずれかをお選びください。

(3) お手続き方法

①または②の方法にてお手続きください。

① 専用ウェブサイトからのご申請(パソコン、スマートフォン) ※8月下旬よりお手続きいただけます。
<https://important.mitsubishi-motors.co.jp>へアクセス後、同封のお客様ID番号と車台番号をご入力の上、ログインしてください。

② 申請書でのお手続き

同封しております申請書に必要事項をご記入の上、返信用封筒にてご返送ください。

(4) お手続き期限

誠に勝手ながら、2017年3月31日(金)をお手続きの期限とさせていただきます。

何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。

(5) 本賠償金の税務上(所得税・法人税)の取扱い

本賠償金につきましては、個人のお客様は原則非課税となりますが、自動車を業務用に使用されている個人のお客様は、本賠償金はガolin代などの業務上の必要経費を補填するものとなりますので、本賠償金を事業所得等の総収入金額に算入することとなります。

また、法人のお客様は本賠償金を益金の額に算入することとなります。

※税務上の取扱いなどについてご不明な点は、当社ホームページをご覧ください。

3. エコカー減税率等の変更に伴うお願い

・燃費値修正に伴い、エコカー減税率等が変更となる車種がございます。

現在お使いいただいている車両にかかる新税率は、2016年8月1日以降に適用される予定であり、同日以降の車検時にお客様が納付される自動車重量税、及び来年度お客様が納める軽自動車税[グリーン化特例(軽課)対象分]について、旧税率が適用されていた場合と比べて、税額が増加する可能性がございます。この税差額につきましては、このたびお支払いさせていただきます損害賠償に含まれておりますので、何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。

・また、2016年7月31日以前に納付されました自動車取得税、自動車重量税、軽自動車税は、燃費値が修正されたことに伴い、納付不足額が生じる場合がございますが、この不足額につきましては、お客様にはご負担をおかけしないよう、当社が責任を持って負担致します。

詳細につきましては、同封の書類をご確認ください。よろしくお願い申し上げます。

【エコカー減税追納について手続きのお願い】

税金の不足額については当社が納付させていただきます。

燃費値の修正により、エコカー減税率等が変更となる車種があるため、

お客様がご購入時から2016年7月31日までに納付していただいた自動車取得税、自動車重量税、軽自動車税〔グリーン化特例(軽課)対象分〕に納付不足額が生じる場合がございます。

これは当社の燃費不正が原因であるため、当社がお客様に代わり、責任を持って税金の不足額を納付させていただきます。

■クルマの税金と不足額の納付方法

クルマに関わる税金	納付先	当社による不足額の納付方法
自動車取得税	都道府県	当社指定税理士がお客様の委任を受けて修正申告手続きを行い、当社が責任を持って納付致します。
自動車重量税	国	後日、税務署から該当のお客様に納税の告知書が郵送されますが、納付していただく必要はございません。お客様に代わり、当社が責任を持って納付致します。
軽自動車税 〔グリーン化特例(軽課)対象分〕	市区町村	後日、市区町村から該当のお客様に納税の告知書が郵送されますが、納付していただく必要はございません。お客様に代わり、当社が責任を持って納付致します。

■自動車取得税については所定様式へのご記入をお願いします

上記の「クルマに関わる税金」のうち、自動車取得税の納税不足額を、お客様に代わり当社が納税させていただくためには、同封しております「税務代理権限証書(委任状)」の依頼者欄に、納税義務者のお客様のご署名とご捺印をいただき、お手続きしていただく必要がございます。

大変お手数をおかけしますが、所定の方法でお手続きいただきますようお願い申し上げます。

ご記入いただきたい項目

- ア** ご記入年月日
- イ** お名前
(車検証に記載の使用者名)
- ウ** ご住所・お電話番号
- エ** ご捺印

- 黒のボールペン(消えないペン)でのご記入をお願い致します。
- 記入内容の訂正は、訂正箇所を二重線で消し、訂正印を押してください。

お手続き方法(①または②の方法でお手続きください)

①専用ウェブサイトからの申請

スキャナーで取り込んだ画像をアップロードしてください。
または、同封の返信用封筒でご返送ください。

②申請書類の郵送による申請

同封の返信用封筒にて、申請書類一式とともにご返送ください。

補足

■自動車取得税については、自動車の購入時にその取得価額に応じて、自動車の取得者が申告して納付する税金です。そのため、今回生じた納税不足額について、お客様に代わって当社が納付するためには、「税務代理権限証書(委任状)」が必要となります。

■修正申告の委任については、税理士法によって税理士が委任を受けることとされております。そのため当社が指定した税理士への委任をお願い申し上げます。

◆申請にあたりご不明な点がございましたら、「三菱自動車 お支払い事務局」までご連絡ください。

◆お問い合わせいただく際には、車検証等の車台番号がわかる書類をご用意の上、お電話いただくようお願い致します。

三菱自動車 お支払い
事務局

フリーダイヤル(通話料無料)

0120-160-112

三菱自動車 お支払い事務局ホームページ

<https://important.mitsubishi-motors.co.jp>

※オープン時間:9:00-20:00(土日含む) ご相談状況により、オープン時間を変更する場合がございます。



『デイズ』『デイズ ルークス』をご愛用いただいているお客さまへ

補償内容のご案内

2016年7月

このたびは、皆さまにご愛用いただいております『デイズ』『デイズ ルークス』における燃費試験データの問題につきまして、多大なるご迷惑とご心配をおかけし、誠に申し訳ございません。

『デイズ』および『デイズ ルークス』の新届出燃費値の確定に伴い、お客さまへの補償内容を以下の通りご案内させていただきます。つきましては、お手数をおかけし誠に恐縮ですが、所定のお手続きをいただきますようよろしくお願い申し上げます。本ご案内まで大変長らくお待たせしまして申し訳ございませんでした。

【補償の対象となるお客さま】

『デイズ』『デイズ ルークス』を

2016年4月21日までにご使用いただいていたお客さま(自動車検査証に記載の「使用者」さま)

【補償内容】

引き続きご愛用いただきたく、今回の不正行為に関わる経済的損失に対する損害賠償として、新届出燃費値と旧届出値との差異によって発生する燃料代の差額、および今後の車検時等に想定される税差額によるお客さまのご負担増をカバーするための金額をお支払いさせていただきます。

〈お支払い金額(1台あたり)〉

- ① 以下②③④以外のお客さま:10万円
- ② 残価設定型クレジットをご利用のお客さま:契約年数に1万円を乗じた額。但し、現契約終了時に買取(現金一括または再分割)される場合は、現契約終了後に「10万円」から「契約年数に1万円を乗じた額」を差し引いた額をお支払いさせていただきます。
- ③ リースにてご利用のお客さま(2016年4月21日までにリース契約をご締結されたお客さま):契約年数に1万円を乗じた額。但し、現契約満了時に車両買取権を行使される場合は、現契約満了後に「10万円」から「契約年数に1万円を乗じた額」を差し引いた額をお支払いさせていただきます。
- ④ 過去(2016年4月20日以前)にご使用いただいていたお客さま:使用年数に1万円を乗じた額。

【お手続き方法】

同封の「補償手続きのご案内」をご一読いただき、補償お手続きシート、および必要書類を添付の上、日産自動車 補償お支払い事務局までご返送をお願い申し上げます。

【お手続き期限】

誠に勝手ながら、2017年3月31日(金)をお手続きの期限とさせていただきます。

※お手続きの詳細につきましては、添付の「補償手続きのご案内」をご参照いただきますようお願い申し上げます。

【本賠償金の税務上(所得税・法人税)の取扱い】

本賠償金につきましては、個人のお客さまは原則非課税となりますが、自動車を業務用で使用されている個人のお客さまは、本賠償金は業務上の必要経費に計上されているガソリン代などを補填するものとなりますので、本賠償金を事業所得等の総収入金額に算入することとなります。また、法人のお客さまは本賠償金を益金の額に算入することとなります。

※ 税務上の取扱いなどについてご不明な点は、弊社ホームページをご覧ください。

【エコカー減税率の変更に伴うお願い】

燃費値変更に伴い、エコカー減税率が変更になる車種がございます。現在お使いいただいているおクルマにかかる新税率は2016年8月1日以降に適用される予定であり、同日以降の車検時にお客さまが納める自動車重量税、来年度お客さまが納める軽自動車税(グリーン化特例(軽課)対象分)について、旧税率が適用されていた場合と比べて、税額が増加する可能性がございます。この税差額については、この度お支払いさせていただきます損害賠償に含まれておりますので、何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。

また、2016年7月31日以前に納付されました自動車取得税、自動車重量税、軽自動車税は、燃費値が修正されたことに伴い、納付不足額が生じる場合がございますが、この不足額については、お客さまにはご負担をおかけしないよう、三菱自動車工業が負担いたします。詳細につきましては、同封の書類をご確認くださいようお願い申し上げます。

日産自動車株式会社

【本件に関するお問い合わせ先】

日産自動車 補償お支払い事務局 0120-230-345

受付時間 9:00～17:00(年末年始を除く、2016年8月31日までは9:00～20:00)

税金の不足額については三菱自動車工業株式会社が納付させていただきます。

燃費値の修正により、エコカー減税率等が変更となる車種があるため、お客さまがご購入時から2019年7月31日までにお届けいただいた自動車の燃費値、軽自動車税(グリーン化特例(軽課)対象分)に納付不足額が生じる場合がございます。これは三菱自動車工業株式会社が、納付した不足額を、お客さまが納付していただきます。

クルマの税金と不足額の納付方法

クルマに関わる税金	納付先	三菱自動車による不足額の納付方法
自動車取得税	都道府県	三菱自動車販売店が、お客さまの委任を受けて修正申告手続きを行います。
自動車重量税	国	後日、税額通知書が郵送されますが、納付いただく必要はありません。
軽自動車税(グリーン化特例(軽課)対象分)	市区町村	後日、市区町村から該当のお客さまに税額の通知書が郵送されますが、納付いただく必要はありません。

自動車取得税については所定様式へのご記入をお願いします

上記の「クルマ」に関する税金のうち、自動車取得税の納付不足額をお客さまに代わり三菱自動車が納付させていただきます。右の「税務代理権限証明書」を添付し、納付義務者のお客さまの住所とご署名をいただき、お手続きしていただく必要があります。同車種、車種、車種、お手続きいただいたときよりお手続きいたします。

ご記入いただきたい項目

- ① ご記入日: ご記入いただいた日をご記入ください。
- ② お名前: 自動車検査証上の「使用者」名をご記入ください。
- ③ ご住所: 自動車検査証上の「住所」をご住所をお電話番号を記載してください。
- ④ ご捺印: 自動車検査証上の「使用者」名の捺印をお願いします。
 ■必ず国の印を捺印してください。
 ■ご記入内容の訂正は訂正捺印を二重線と併用して捺印してください。

ご記入いただいた「税務代理権限証明書」は、キリトリ線に沿って切り離し、他のお手続き書類と共に送付用封筒にご返送ください。

お問い合わせ先
日産自動車 納付お支払い事務局
 フリーダイヤル(通話料無料) **0120-230-345**
 受付時間: 9:00~17:00(年・土・日・祭日を除く)
 ※2019年8月31日までは9:00~20:00

■ 自動車取得税は、自動車の購入時にその取得額に応じて、自動車の取得者が申告して納付する税です。そのため、今回生じた納付不足額について、お客さまに代わり三菱自動車が納付するためには、税務代理権限証明書(委任状)が必要となります。
 ■ 委任状の委任については、税務士に委任を依頼し、委任状を提出していただく必要があります。

ご送付いただいた「税務代理権限証明書」は、弊社より三菱自動車工業株式会社に提出させていただきます。なお、「税務代理権限証明書」をご記入いただいた個人情報、本目的以外に利用することはありません。

発行

税務代理権限証明書

平成 年 月 日 版	税理士法人 山田&パートナーズ 〒100-0005 東京都千代田区丸の内1-8-1 丸の内トラストタワーN館 電話 03-5634-8421	氏名又は名称 税理士法人 山田&パートナーズ	整理番号
税理士又は税理士法人	事務所名称及び所在地 東京都千代田区丸の内1-8-1 丸の内トラストタワーN館 電話 03-5634-8421	氏名又は名称 税理士法人 山田&パートナーズ	整理番号
所属税理士会等 東京税理士会 麹町支部 登録番号等	連絡先 同上	氏名又は名称 〇	整理番号

上記の税理士法人を代理人と定め、下記の事項について、税理士法第1項第1号に規定する税務代理を委任します。

下記の税目に関して調査が行われる場合には、下記の年分等より前の年分等(以下「過年分」といいます。)についても税務代理を委任します。(過年分の税務代理権限証明書において上記の代理人に委任している事項を除きます。)[委任する場合は□にレ印を記載してください。]

過年分に関する税務代理	□	平成 年 月 日	□
調査の通知に同意	□	平成 年 月 日	□
代理人が復職する場合における代表する代理人の定め	□	平成 年 月 日	□

1 税務代理の対象に関する事項

税目 (該当する項目にレ印を記載してください。)	年 分 等
所得税(復興特別所得税を含む) 申告するもの	平成 年分
法人税(復興特別法人税を含む) 申告するもの	自 平成 年 月 日 至 平成 年 月 日
酒 消費 税 (課 渡 割)	自 平成 年 月 日 至 平成 年 月 日
地方消費税(課渡割)	自 平成 年 月 日 至 平成 年 月 日
宗 廟 費 取 引 所 得 税 (含 む)	自 平成 年 月 日 至 平成 年 月 日
自動車取得税	<input checked="" type="checkbox"/>
税	<input type="checkbox"/>
税	<input type="checkbox"/>
税	<input type="checkbox"/>

2 その他の事項